

窓口の時間

平日：8:30～17:00

(土日祝日はお休み)

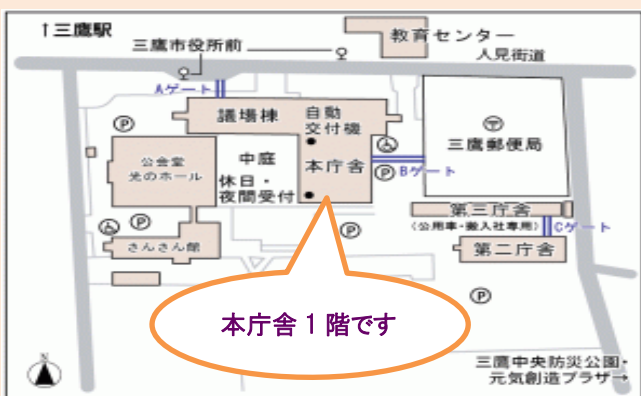
連絡先

0422-29-8267(直通)

所在地:三鷹市野崎1-1-1

三鷹市障がい者支援課
基幹相談支援センター

(市役所1階 15番窓口)



基幹相談支援センターとは？

障害者総合支援法に基づき、
地域における相談支援の中核的
な役割を担う機関です。

障がいの種別にかかわらず、
障がいのある方や家族、支援者
から相談を受け、必要な助言・
情報提供など支援を行います。

三鷹市

基幹相談 支援センター

“悩む”前にまずご相談ください



1 総合相談・専門相談

★総合相談

「どこに相談したらよいか分からない、どのような支援が受けられる？」など、障がい種別にかかわらず、お話を伺います。面談をご希望の際は、電話で予約をお願いします。ご相談の内容に合わせて、必要な福祉サービスや社会資源の紹介、専門機関の紹介を行います。

＜対象となる方＞

市内にお住いの障がいのある方（疑いのある場合を含む）、ご家族、支援者の方など
身体・知的・精神・発達・高次脳機能障がい・難病など、障がいの種別や手帳の有無を問いません。

★専門相談

■発達障がい

- ・電話・窓口相談
- ・心理職による相談会（平日 予約制）年6回程度実施しています。
簡単な作業をしていただいて、アドバイスします（ご家族のみの相談も可能です）。

■ペアレント・メンターによる相談会

- ・個別相談会・グループ交流会（原則、月1回ずつ）
「一般社団法人発達障がいファミリーサポートMarble」のペアレント・メンターが、お話を伺います。

※「ペアレント・メンターとは、発達障がいの子どもを育てている、同じ立場の親で、相談にのるための研修を受けた者です。

■高次脳機能障がい

- ・電話・窓口相談
- ・個別相談会（土曜日 予約制）
医師、療法士が話を伺い、必要に応じて医療機関を紹介します。
- ・OT（作業療法士）による訪問相談（平日予約制）
自宅や作業所等を訪問し、ご本人の状況に適した生活環境等を提案します。



2 地域移行・地域定着

病院・施設等へ入院・入所されている障がいのある方が、在宅やグループホームなどへ移行をする場合に、関係機関と連携をとりながら地域での生活の実現に向けて応援します。

3 地域の相談支援体制の強化

障がいのある方の生活を充実させるために、地域の相談支援事業者等への支援に取り組みます。連絡会（事例検討会や研修会）をとおして相談支援の充実を図っていきます。

4 権利擁護・虐待防止

成年後見制度の導入について専門機関と連携しながら、必要な情報を提供します。また、「障がい者虐待防止センター」として虐待を発見した方やご本人の通報・相談に対応します。

5 地域生活支援拠点

障がい者等の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えた支援を行うため、市内の複数の機関が相互に連携し、障がい者等の生活を地域で支える仕組み作りを進めます。

6 医療的ケア児への支援

医療的ケア児コーディネーターを設置し、医療的ケアに関する相談や必要な支援の調整を行い、住み慣れた地域で安心して生活していくためのサポートを行います。